

春日井市都市緑化植物園コンサート実施要領

1 趣旨

この要領は、春日井市都市緑化植物園(以下「都市緑化植物園」という)内で行う一般の演奏者によるコンサート(以下「コンサート」という)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施場所

基本的にコンサートで利用できる施設は、緑と花の休憩所とする。ただし、楽器の編成等によりやむを得ないと市長が認めるときはこの限りでない。

3 実施可能日及び実施時間

コンサートは、市長が定めた日の 午前10時から正午、午後1時30分から午後3時30分 の内で1回の演奏が45分以内となるように実施しなければならない。

4 内容

コンサートは、公共施設に相応しい各種演奏会、コーラスその他市長が適当と認める内容でなければならない。

5 演奏者

市は、次の各号のいずれにも該当する者又はそれ以外の者であつて市長の承認を得たものを演奏者として選定し、コンサートに参加させることができる。

- (1) 市内に在住、在勤若しくは在学している者又はこれらの者10人以内で構成される団体(以下「団体等」という)
- (2) 参加しようとする期間が準備及び片付けを含め1日以内で可能な団体等
- (3) 次項各号に掲げる注意事項を遵守することを確約した団体等

6 実施上の注意

演奏者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 椅子、机、演奏等に係る機材等の設置及び撤収は、演奏者が行い、既設の椅子等を許可なく移動しないこと。
- (2) 観客用の椅子の設置は開始時間の1時間前から行い、その他の施設利用者に配慮すること。
- (3) コンサート会場の安全管理及び設置された楽器等の管理は、演奏者の責任の下に行うこと。

- (4) 音量等を過大に増幅しないこと。
- (5) 都市緑化植物園内に車両を駐車するときは、許可証を提示すること。
- (6) 演奏終了後は、速やかに撤収を行うこと。
- (7) 実施月の3か月前までに市が指定する都市緑化植物園担当者と打ち合わせを行うこと。
- (8) 前各号に記載のない事項については、コンサートを担当する都市緑化植物園職員の指示に従うこと。

7 雜則

この要領に定めのない事項については、出演者と都市緑化植物園で協議して決定する。

附 則

(施行期日)

この要領は 令和8年4月1日から施行する。

(令和7年12月1日 制定)